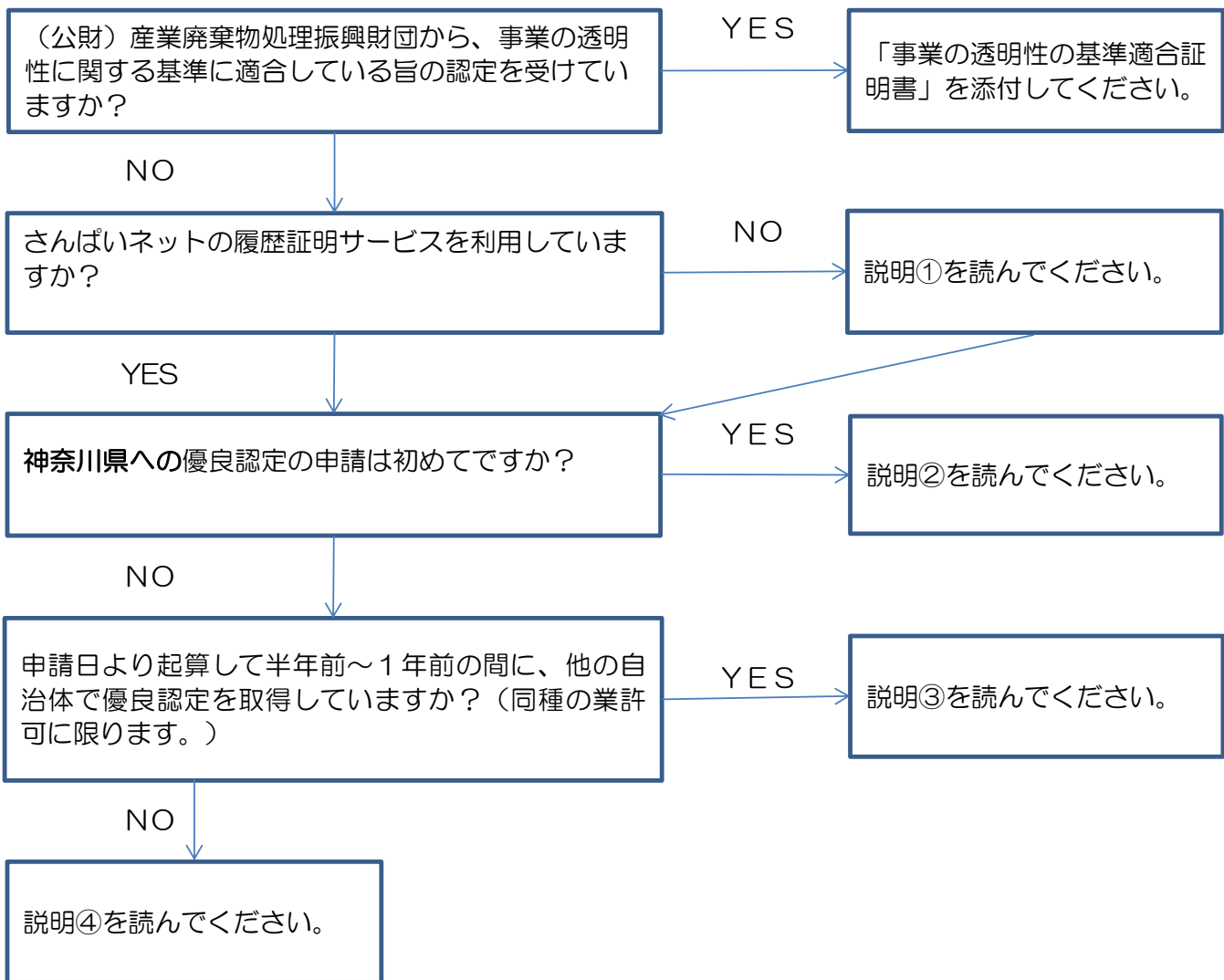


事業の透明性に関する書類について（フロー図）



【説明】

- ① 自社のHPで「いつ、何を」更新したか分かるような状態で、ページを打ち出したものを準備してください。
- ② 申請日より半年以上前の一時点でのページを全部出力し、それ以降は更新した箇所のみを出力してください。
- ③ 他自治体で優良認定を取得した時以前の一時点のページを全部出力し、それ以降は更新した箇所のみを出力してください。
- ④ 申請日から1年以上前の一時点のページを全部出力し、それ以降は更新した箇所のみ出力してください。

【その他注意事項】

- さんぱいネット上で許可証を更新した場合、それを出力しようとする更新した許可証以外も全て出力されてしまいますが、更新した箇所のみ出力した書類を添付する際、許可証については更新した分のみで差し支えありません。
- 産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の優良認定の申請を同時に行う場合、誓約書（第1号様式）以外の書類は1セットのみの提出で差し支えありません。